

西村大臣記者会見要旨

令和2年6月13日（土）10時46分～11時6分（20分）

（於：中央合同庁舎第8号館1F会見室S101・103号室）

（大臣冒頭発言）おはようございます。まず、私から、バーとかクラブなどですね、接待を伴う飲食店、ライブハウス、それからナイトクラブ、これはいわゆるクラブですね、三つの業種について、最大限営業再開していくためのガイドラインにつきまして6月初旬から専門家の皆さんと業界団体に入っていて検討を進めてきましたけれども、本日公表の運びとなりましたので、内容を紹介したいと思います。お手元資料も配りしておりますけれども、共通の感染防止策として、店内における対人の距離の確保、人数の制限できるだけ2メートルはとる。それからテーブルやカウンターへのアクリル板、ビニールカーテン設置をしていくと、それから客、従業員ともにマスク、適宜フェイスシールドも使うと、それから店内の換気、消毒の徹底、それから大事なことですけれども顧客の名簿管理と体調チェック、これは従業員もお客さんもしっかりしていくということです。これから三つの業種となりました所管省庁とも、関係省庁とも相談をしまして、一つはいわゆるバーとかクラブとかの接待を伴う飲食業ですね、それからもう一つはライブハウス、それからいわゆるダンスを踊るというクラブですね、この三つの業種に分けて書いてあります。もう見ていただいたらわかるんですけども、お客さんの横について一緒にカラオケやダンスなどの接客は当面の間自粛、それから近い距離で行うライブとかダンスとかショーとかも自粛、それからお客さん同士のお酌とかグラス回し飲み、といったことは避けていく、それからライブハウスも出演者と観客の距離を2メートルをなるべく確保していただく、それからできない場合は飛沫が拡散しないような対策を講じていただく、それからオンラインチケットの販売、キャッシュレス決済を推奨していく、それから公演の前後とか休憩中に人が滞留することも避けていただくということです。いわゆるクラブですけれどもナイトクラブ、風営法上はナイトクラブという言い方をするようです。過度な大きさ頻度、まあ大きな声で声出しを控えていただくよう禁止を促していくと、それから飛沫の拡散を制御するための音量をできるだけ最小限にさせていただくと、音量が大きいとどうしても大きな声で喋りますと飛沫が拡散するということですね。それから多くの人を集めるイベントは当面の間中止または控えていただくということです。これら業界団体事業者の方々には、この策定されましたガイドラインを踏まえてしっかりと対策を実施していただきたいと思います。政府としてはこの感染防止策に取り組む事業者に対して持続化補助金によってサポートをしていきたいと考えています。持続化補助金は以前にもご説明させていただきましたけれども、総額5,300億円の

内数で、今回、一次補正の700億と合わせて二次補正で1,000億追加をしております。通常枠、これは販売促進となるケースですけれども、特別枠も含めてこの上の3分の2補助とか4分の3補助というのは、例えば、この業界でいえば、オンライン接客をするための設備広告費とか、ライブハウスでネット配信をするための設備とか、プロジェクターを使うとか、それからオンライン指導用のフィットネスクラブでいえば機器、それから予約管理システムとか、こういったものについて支援をしていく仕組みであります。先ほど申し上げた3業種に加えて、今回カラオケ、フィットネスクラブも以前から4業種という言い方をしていましたけれども、さらに今回追加枠ということで、今申し上げたような販路改革をする場合は追加で50万円、これはそれぞれの補助率があります。特に今回事業再開枠ということで全ての事業者に10分の10で50万円の支援をしております。これはあのいわゆる消毒とかマスクとか体温計とかサーモカメラとかアクリル板とかですね、こういったものについては、10分の10定額の補助で全ての事業者にこれできますけれども、さらに、この追加対策ということで、これらの業種については、50万円の定額ということで合計100万円の支援策を講じていきますので、今申し上げたアクリル板とかフェイスシールド、フェイスガードですとか、消毒液とか、こうしたものに対しての追加で100万円の措置があるということです。これら4業種向けの追加対策については6月15日から募集を開始して、これは全国の商工会議所、商工会で受付をします。8月7日まで応募ができます。5月14日以降に発生した経費について遡って補助するというようにしておりますので、これを活用していただいて是非感染防止策をしっかりと講じていただいて事業再開をしていただければというふうに思います。政府としてこのガイドラインを関係省庁から関係団体業界団体を通じて周知をしていきたいと思っておりますし、また各都道府県にも是非知事にもお願いして各県ごとにこうした団体がありますので、そこにも通知をしていただこうと考えております。そして政府としても、これは来週になると思っておりますけれどもヤフーと連携をしましてスマホでヤフーのトップページにこういう形で業者ごとのガイドラインということでそこから各事業者の方々が見れるように、これは全てのガイドラインについてここに見れるように対応したいと考えています。しっかりと広報していきたいというふうに思います。是非事業者の皆さんには感染拡大の防止策をしっかりと講じていただいて、そのことを政府はしっかりと支援していきますので、そうやっていただきながら事業再開、事業継続をしていただければと思います。それからまさにこのクラブなどの接待を伴う飲食業について、この感染拡大防止策につきまして、先週にも小池知事と意見交換したところですが、そのときには情報連携の強化あるいは検査の受診の勧奨、あるいはこうしたガイドライン実践の促進していくなどの取り組みを連携して

進めていこうと一致したところでありますけれども、明日、小池都知事と、吉住新宿区長にも入っていただいて、そして専門家の皆さんにもご参加をいただいてこのガイドラインを周知していくこと、先般確認をしたいくつかの取り組みをさらに推し進めていくために推進していくために意見交換を行うことを予定しております。明日の午後予定をしております。私からは以上です。

（問）19日から営業解除されるのですが、実際ホストクラブでも営業を再開しているところがあると思うのですが抑えられるとお考えか。また、東京アラートも含めて都道府県の自粛要請が形骸化しているのかもと思われる点についてどのようにお考えなのか。

（大臣）まずこの日本の法体系は、あくまでも要請ということであります。私共が大きな方針を示しながら、各都道府県知事などの判断で休業要請などを行っていく枠組みになっております。そうした中で東京都は、これらのバー・クラブなど接待を伴う飲食業については引き続き休業要請を行っているものと承知をしています。そして国と都で連携をしながらこうしたガイドラインの徹底、感染防止策を徹底してもらうことを前提に事業再開、事業継続をしていくということと聞いております。そうしたところでどうしてもこの法の枠組みには限界がありますけれども、これは他方で、一般の国民の皆さん都民の皆さんにも知事から要請をされていると思います。こういった場所に行くことの自粛ですね、こういったことを通じて、事業者の皆さんや都民の皆さんに感染拡大防止への協力、知事は自衛といった言葉を使いましたけれども、まさに自分が感染しない、そして他人にも感染させないといった取り組みがなにより大事だと思います。そうした中で今回こうした取り組みを我々発表いたしましたので、取り組んでいるところと取り組んでいないところで、おのずから差は出てくるものというふうに思いますし、都の方でそうした取り組みにしっかり取り組んでいただいているところに、様々な形でステッカーの提示なども含めて考えておられるようですので、私はこうした取り組みを通じて多くの事業者が協力してもらえることを期待しておりますし、新宿の区長からは多くの事業者が協力してくれているということも聞いておりますので、是非、多くの事業者に協力していただいて、感染防止策をしっかり講じていただくことをお願いをしてきたいと考えます。

（問）こちらのガイドラインにのっとなって営業再開した後、また多くの感染者がこうした業種から出た場合もう一度休業要請に戻ることはあるか。

（大臣）まずこういったリスクのある業者ですね。当然大きな声を出すとか、近い距離でいろんな会話がなされるということですので、そうした事業者の皆

さんには、是非、感染防止策をしっかりと講じていただいて事業再開継続をしていただきたいと思っています。これはいわばそうした業種で働く皆さんの命と健康を守る意味でも大事なことです。そしてほかの人にもうつさないということも大事なことです。しっかりと健康管理をしていただいたり、こうした感染防止策を講じていただくことが大事だと思っています。その上で、今回専門家の皆さんにも入っていただいて議論を重ねてきました。いまわかってきている知見を最大限活用してこうしたガイドラインになっていますので、これで事業継続再開をしていただきながら、さらに何か発生をして新たなエビデンスがわかってくれば、このガイドラインは進化をさせていくということになります。先日申し上げましたけれども、劇場やイベントの関係のガイドラインも策定しておりますけれども、今回人工知能を使って飛沫の経路などもさらに分析をすることにしておりますので、そうしたことに基づいてガイドラインも進化させていきたい。発生しなければもっと緩和する余地があるのではないかと、発生すればもっと厳しくしなければいけないんじゃないか、こういったことを常に進化させていかなければいけないと思っています。そう意味ではライブハウスなども是非人口知能のシミュレーションをやってもらいたいと思っていますので、様々なエビデンスや知見が出てくれば、新たな事実が出てくればそれに基づいてガイドラインは進化をさせていく、それは厳しくする方も緩める方も両方あると思いますので、そういったことをしっかりと、常にある意味で日々検証しながらいろんな事実をしっかりと分析しながら対応していきたいと思っております。

（問）今回、政府や様々な専門家と業界が協議をしてきたと思われるが、配布資料のガイドラインは自主的に作ったということなのか確認したい。団体に加盟していない業者に対してはこのガイドラインの効力について伺いたい。

（大臣）基本的に自主的なガイドラインということで業界団体が策定されるものであります。それについて専門家の皆さんがアドバイスをされて、これまでのクラスターが発生してきた経緯とか、そういった様々な事実を分析されていますので、それを踏まえて、これは専門家の皆さんも事業を縮小とか、なにか止めて欲しいと思っている訳ではなくて、事業を継続していくために「こういったことを注意してください。こういったことを是非講じてください。」という観点から様々なアドバイスをしてくれています。そこにいわば行政の立場、我々コロナ室、厚労省、それから所管官庁が入って、オブザーバーとして入って、いわば両者をつなぐ形で業界団体の方でいいものを作ってくださいと、適切なガイドラインを作ってくださいということで進めてきました。ですから主体はあくまで業界団体ということになります。そのうえでももちろん関係団体に

入っていない多くの事業者がいます。これは広くガイドラインを周知していくことによって、入っていない事業者にも行き渡るようにしていきたいと、その一つがヤフーのトップページにこういった形でガイドラインを作っているということも多くの人にわかっていただきたいと思いますし、事業者の皆さんもそれを見て自分達もやらなくてはいけないなど、これはまさに自分達、従業員の方も含めてあるいは来てくれるお客さんも含めて健康、命を守るための取り組みですから、是非ご理解をしていただきたいと思いますし、我々もこうした形で広報をしていきたいというふうに思います。そしてまた、東京都が進めるような守ってくれている感染防止策をしっかりと講じてくる事業者については推奨していく訳ですし、我々もそういう取り組みを補助金を通じて支援をしていきますので、こういった様々な面から、感染防止策が広く行き渡っていくことを期待したいと思いますし、また利用するお客さんも感染防止策が講じてくれている方が安心な訳ですので、そういったことで自然な形で広がっていくことを期待したいと思いますし、また都道府県を通じて知事を通じてそれぞれの県の団体あるいは広報をやっていただくことによって、こうした取り組みが広がっていくこと期待をしています。